

結城市と白鷗大学の連携に関する協定書

結城市（以下「甲」という。）と白鷗大学（以下「乙」という。）とは、相互の一層の発展に資すると認められる連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的に連携・協力することにより、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事業等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、地域振興、学校教育・生涯学習、研究・人材育成、健康・福祉、産業・雇用、環境、安全・安心、その他の分野において連携・協力する。

2 前項に規定する各分野における連携・協力する事項は、必要に応じて別に定める。

3 甲及び乙は、連携・協力事項の具体化を図るため必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づき知り得た秘密にすべき情報については、当該情報の秘密を保持する。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協定の期間等）

第4条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれかから申し出が無い場合は、さらにその期間を1年間更新し、その後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、必要に応じて、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月16日

甲 結城市

結城市長

前場 文夫 

乙 白鷗大学

学 長

奥島 厚康 